

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月8日
【四半期会計期間】	第47期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）
【会社名】	株式会社 みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤澤 貴之
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目3番1号
【電話番号】	（017）774局1111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 中川原 有祐
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号 株式会社 みちのく銀行 東京事務所
【電話番号】	（03）3661局8011番
【事務連絡者氏名】	執行役員東京事務所長 石橋 雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社 みちのく銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		2017年度 第3四半期 連結累計期間	2018年度 第3四半期 連結累計期間	2017年度
		(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
経常収益	百万円	33,649	30,512	44,856
経常利益	百万円	3,274	616	4,063
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	1,967	257	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	2,500
四半期包括利益	百万円	3,549	△5,269	—
包括利益	百万円	—	—	1,803
純資産額	百万円	94,558	86,728	92,812
総資産額	百万円	2,257,017	2,214,524	2,123,795
1株当たり四半期純利益	円	106.16	8.50	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	130.48
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	円	61.68	8.02	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	78.82
自己資本比率	%	4.2	3.9	4.3

		2017年度 第3四半期 連結会計期間	2018年度 第3四半期 連結会計期間
		(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり四半期純利益 (△は1株当たり四半期純 損失)	円	31.78	△78.32

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり四半期純利益、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。
3. 自己資本比率は、（（四半期）期末純資産の部合計－（四半期）期末非支配株主持分）を（四半期）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。なお、第1四半期連結会計期間から、新たに設立したみちのく債権回収株式会社を連結の範囲に含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。また、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある異常な変動等は発生しておりません。

なお、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績は下記のとおりとなりました。

預金に譲渡性預金を含めた総預金残高は、個人のお客さまの預金残高が増加したことにより、前連結会計年度末比535億円増加して2兆455億円となりました。

貸出金残高は、住宅ローン等の増加により、前連結会計年度末比288億円増加して1兆5,395億円となりました。

有価証券残高は、前連結会計年度末比295億円減少して3,182億円となりました。

当第3四半期連結累計期間の経常収益は、貸出金利息の減少や有価証券関係収益の減少などにより、前第3四半期連結累計期間比31億36百万円減少して305億12百万円となりました。また、経常費用は有価証券関係損失の減少や営業経費の減少などにより、前第3四半期連結累計期間比4億78百万円減少して298億96百万円となりました。

この結果、経常利益は前第3四半期連結累計期間比26億58百万円減少して6億16百万円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は、法人税等の減少により、前第3四半期連結累計期間比17億9百万円減少して2億57百万円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

① 銀行業

経常収益は前第3四半期連結累計期間比34億38百万円減少し232億33百万円となり、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比27億50百万円減少し5億75百万円となりました。

② リース業

経常収益は前第3四半期連結累計期間比1億64百万円増加し71億75百万円となり、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比15百万円減少し2億72百万円となりました。

③ その他

銀行業、リース業を除くその他の経常収益は前第3四半期連結累計期間比3百万円増加し6億72百万円となり、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比43百万円減少し57百万円となりました。

(参考)

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は16,878百万円、役務取引等収支は2,309百万円、その他業務収支は△2,075百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は16,809百万円、役務取引等収支は2,355百万円、その他業務収支は△2,078百万円となりました。また、「国際業務部門」の資金運用収支は281百万円、役務取引等収支は5百万円、その他業務収支は3百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	18,799	1,232	347	19,685
	当第3四半期連結累計期間	16,809	281	212	16,878
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	19,414	1,233	396	20,252
	当第3四半期連結累計期間	17,329	282	262	17,349
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	615	0	49	567
	当第3四半期連結累計期間	519	0	49	471
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	2,307	4	16	2,295
	当第3四半期連結累計期間	2,355	5	51	2,309
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	4,683	10	24	4,669
	当第3四半期連結累計期間	4,789	10	58	4,740
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	2,375	5	7	2,373
	当第3四半期連結累計期間	2,433	4	7	2,431
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	△2,522	12	—	△2,509
	当第3四半期連結累計期間	△2,078	3	—	△2,075
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	823	12	—	836
	当第3四半期連結累計期間	435	3	—	439
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	3,346	—	—	3,346
	当第3四半期連結累計期間	2,514	—	—	2,514

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 資金調達費用は金銭の信託見合費用（前第3四半期連結累計期間5百万円、当第3四半期連結累計期間3百万円）を控除して表示しております。

4. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は4,740百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は4,789百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は10百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間の役務取引等費用は2,431百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は2,433百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は4百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	4,683	10	24	4,669
	当第3四半期連結累計期間	4,789	10	58	4,740
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	1,384	—	—	1,384
	当第3四半期連結累計期間	1,313	—	—	1,313
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	1,167	9	0	1,177
	当第3四半期連結累計期間	1,231	9	0	1,240
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	31	—	—	31
	当第3四半期連結累計期間	47	—	—	47
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	591	—	—	591
	当第3四半期連結累計期間	565	—	—	565
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	38	—	—	38
	当第3四半期連結累計期間	36	—	—	36
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	358	—	7	350
	当第3四半期連結累計期間	333	—	6	326
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	2,375	5	7	2,373
	当第3四半期連結累計期間	2,433	4	7	2,431
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	246	5	—	252
	当第3四半期連結累計期間	245	4	—	249

- (注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第3四半期連結会計期間	1,971,939	1,447	3,706	1,969,681
	当第3四半期連結会計期間	1,995,182	1,364	4,647	1,991,899
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	1,124,716	—	306	1,124,409
	当第3四半期連結会計期間	1,171,555	—	1,847	1,169,707
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	843,647	—	3,400	840,247
	当第3四半期連結会計期間	810,957	—	2,800	808,157
うちその他	前第3四半期連結会計期間	3,576	1,447	—	5,024
	当第3四半期連結会計期間	12,669	1,364	—	14,033
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	57,998	—	4,000	53,998
	当第3四半期連結会計期間	57,675	—	4,000	53,675
総合計	前第3四半期連結会計期間	2,029,938	1,447	7,706	2,023,679
	当第3四半期連結会計期間	2,052,858	1,364	8,647	2,045,575

- （注）1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。
4. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
5. 定期性預金＝定期預金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内業務部門	1,488,032	100.00	1,537,135	100.00
製造業	71,307	4.79	65,538	4.26
農業、林業	9,515	0.63	9,984	0.64
漁業	269	0.01	243	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	2,526	0.16	2,993	0.19
建設業	50,079	3.36	48,922	3.18
電気・ガス・熱供給・水道業	48,502	3.25	53,663	3.49
情報通信業	4,899	0.32	5,278	0.34
運輸業、郵便業	39,942	2.68	36,755	2.39
卸売業、小売業	114,834	7.71	111,236	7.23
金融業、保険業	46,307	3.11	41,709	2.71
不動産業、物品賃貸業	188,046	12.63	187,902	12.22
学術研究・専門・技術サービス業	5,295	0.35	5,523	0.35
宿泊業	7,026	0.47	5,965	0.38
飲食業	6,441	0.43	6,746	0.43
生活関連サービス業・娯楽業	10,805	0.72	10,603	0.68
教育・学習支援業	6,831	0.45	7,545	0.49
医療・福祉	95,654	6.42	98,989	6.43
その他のサービス	21,395	1.43	24,971	1.62
国・地方公共団体	246,059	16.53	264,458	17.20
その他	512,291	34.42	548,103	35.65
国際業務部門	2,649	100.00	2,454	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	2,649	100.00	2,454	100.00
合計	1,490,682	—	1,539,589	—

（注）１．国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

２．国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりませんので、キャッシュ・フローの状況の分析は記載しておりません。

（３）経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（４）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

３【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
A種優先株式	30,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数（株） (2018年12月31日)	提出日現在 発行数（株） (2019年2月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,135,395	同左	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定の ない当行における標準 となる株式 単元株式数100株
A種優先株式（注）1	4,000,000	同左	非上場	（注）2、3、4
計	22,135,395	同左	—	—

（注）1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質は以下のとおりであります。

(1) A種優先株式には、当行の普通株式を対価とする取得請求権が付されております。なお、普通株式の価格が変動すると、取得と引換えに交付する普通株式の価額が修正されます。これにより、当行株式の価格が下落した場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準、修正の頻度及び取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限は、以下のとおりであります。

① 修正の基準：東京証券取引所の終値（5連続取引日平均）

② 修正の頻度：毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月1回

③ 取得価額の下限：958円（提出日現在）

(3) A種優先株式は、当行が2019年10月1日以降一定の条件を満たす場合に、当行の取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で、金銭を対価として全部または一部を取得することができる旨の取得条件が付されております。

3. 無議決権株式（単元株式数100株）であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

4. A種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

2010年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率＝初年度A種優先配当金÷A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当率決定日として算出する。）に0.95%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より2010年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）とする。

2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率

A種優先配当率=日本円TIBOR（12ヶ月物）+0.95%

なお、2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号もしくは第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

① 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

A種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することのできる期間

2017年4月1日から2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ、A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ、に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ、に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ、(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、またはロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii)および(vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(6)③に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年10月1日～ 2018年12月31日	—	22,135	—	36,986	—	21,986

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 4,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 137,700	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 17,866,300	178,663	同上（注）2
単元未満株式	普通株式 131,395	—	(注) 3
発行済株式総数	22,135,395	—	—
総株主の議決権	—	178,663	—

(注) 1. A種優先株式の内容については、「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式（その他）」には、「株式給付信託（BBT）」制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当行株式が417千株（議決権4,171個）含まれております。なお、当該議決権の数4,171個は、議決権不行使となっております。

3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式32株が含まれております。

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	137,700	—	137,700	0.62
計	—	137,700	—	137,700	0.62

(注) 株式給付信託（BBT）の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当行株式417千株は、上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自2018年10月1日 至2018年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自2018年4月1日 至2018年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
資産の部		
現金預け金	178,688	277,148
買入金銭債権	2,669	2,851
金銭の信託	20,131	19,836
有価証券	※2 347,799	※2 318,281
貸出金	※1 1,510,787	※1 1,539,589
外国為替	1,483	1,264
リース債権及びリース投資資産	14,987	15,227
その他資産	26,122	21,469
有形固定資産	16,300	15,884
無形固定資産	2,378	2,397
退職給付に係る資産	1,463	1,436
繰延税金資産	3,511	3,862
支払承諾見返	10,829	9,023
貸倒引当金	△13,359	△13,749
資産の部合計	2,123,795	2,214,524
負債の部		
預金	1,949,448	1,991,899
譲渡性預金	42,607	53,675
債券貸借取引受入担保金	—	45,432
借入金	1,725	2,000
外国為替	1	50
新株予約権付社債	6,996	6,996
その他負債	11,641	11,824
賞与引当金	1,036	525
退職給付に係る負債	4,891	4,963
役員株式給付引当金	508	394
睡眠預金払戻損失引当金	654	345
偶発損失引当金	187	216
利息返還損失引当金	18	13
再評価に係る繰延税金負債	436	435
支払承諾	10,829	9,023
負債の部合計	2,030,983	2,127,795
純資産の部		
資本金	36,986	36,986
資本剰余金	31,589	31,589
利益剰余金	23,368	22,691
自己株式	△1,426	△1,287
株主資本合計	90,517	89,979
その他有価証券評価差額金	1,279	△4,117
土地再評価差額金	121	119
退職給付に係る調整累計額	347	187
その他の包括利益累計額合計	1,748	△3,810
非支配株主持分	546	559
純資産の部合計	92,812	86,728
負債及び純資産の部合計	2,123,795	2,214,524

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
経常収益	33,649	30,512
資金運用収益	20,252	17,349
(うち貸出金利息)	15,280	14,898
(うち有価証券利息配当金)	4,879	2,358
役務取引等収益	4,669	4,740
その他業務収益	836	439
その他経常収益	※1 7,891	※1 7,983
経常費用	30,374	29,896
資金調達費用	572	474
(うち預金利息)	541	453
役務取引等費用	2,373	2,431
その他業務費用	3,346	2,514
営業経費	17,505	17,215
その他経常費用	※2 6,576	※2 7,260
経常利益	3,274	616
特別利益	1	—
固定資産処分益	1	—
特別損失	63	86
固定資産処分損	54	65
減損損失	8	20
税金等調整前四半期純利益	3,213	530
法人税、住民税及び事業税	590	135
法人税等調整額	620	106
法人税等合計	1,211	242
四半期純利益	2,001	288
非支配株主に帰属する四半期純利益	34	30
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,967	257

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
四半期純利益	2,001	288
その他の包括利益	1,547	△5,557
その他有価証券評価差額金	1,738	△5,397
退職給付に係る調整額	△190	△160
四半期包括利益	3,549	△5,269
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,514	△5,299
非支配株主に係る四半期包括利益	34	30

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

連結の範囲の重要な変更

みちのく債権回収株式会社は新規設立により、第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託（BBT）に係る取引)

当行は、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度985百万円、486千株、当第3四半期連結会計期間845百万円、417千株であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
破綻先債権額	1,880百万円	1,260百万円
延滞債権額	17,446百万円	19,033百万円
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	905百万円	950百万円
合計額	20,231百万円	21,245百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
	14,479百万円	17,494百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
償却債権取立益	21百万円	19百万円
株式等売却益	869百万円	905百万円

※ 2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
貸出金償却	1百万円	0百万円
貸倒引当金繰入額	152百万円	433百万円
株式等償却	1百万円	0百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	1,565百万円	1,416百万円
のれんの償却額	34百万円	34百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	360	2.00	2017年3月31日	2017年6月29日	その他 利益剰余金
	A種優先株式	113	2.835	2017年3月31日	2017年6月29日	その他 利益剰余金
2017年11月9日 取締役会	普通株式	360	2.00	2017年9月30日	2017年12月11日	その他 利益剰余金
	A種優先株式	107	2.695	2017年9月30日	2017年12月11日	その他 利益剰余金

- (注) 1. 2017年6月28日決議分の「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2017年3月31日基準日:5,073千株)に対する配当金10百万円が含まれております。
2. 2017年11月9日決議分の「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2017年9月30日基準日:4,865千株)に対する配当金9百万円が含まれております。
3. 2017年11月9日決議分の「1株当たり配当額」は、基準日が2017年9月30日であるため、2017年10月1日付の株式併合を加味しておりません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	359	20.00	2018年3月31日	2018年6月28日	その他 利益剰余金
	A種優先株式	107	26.95	2018年3月31日	2018年6月28日	その他 利益剰余金
2018年11月9日 取締役会	普通株式	359	20.00	2018年9月30日	2018年12月10日	その他 利益剰余金
	A種優先株式	108	27.15	2018年9月30日	2018年12月10日	その他 利益剰余金

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。
2. 2018年6月27日決議分の「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2018年3月31日基準日:486千株)に対する配当金9百万円が含まれております。
3. 2018年11月9日決議分の「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2018年9月30日基準日:417千株)に対する配当金8百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	26,242	6,746	32,989	659	33,649	—	33,649
セグメント間の内部 経常収益	429	264	693	8	701	△701	—
計	26,672	7,010	33,683	668	34,351	△701	33,649
セグメント利益	3,325	287	3,613	100	3,714	△439	3,274

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務等であります。

3. セグメント利益の調整額△439百万円には、セグメント間取引消去△443百万円及び貸倒引当金調整額3百万円が含まれております。

4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

銀行業セグメントにおいて、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては、8百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	22,940	6,944	29,885	627	30,512	—	30,512
セグメント間の内部 経常収益	293	230	523	44	568	△568	—
計	23,233	7,175	30,408	672	31,081	△568	30,512
セグメント利益	575	272	847	57	905	△288	616

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務等であります。

3. セグメント利益の調整額△288百万円には、セグメント間取引消去△289百万円及び貸倒引当金調整額0百万円が含まれております。

4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

銀行業セグメントにおいて、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては、20百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。なお、四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(2018年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	178,688	178,688	—
(2) 買入金銭債権(※1)	2,669	2,669	—
(3) 金銭の信託	20,131	20,131	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	14,479	14,538	59
その他有価証券	329,978	329,978	—
(5) 貸出金	1,510,787		
貸倒引当金(※1)	△13,252		
	1,497,535	1,520,892	23,356
資産計	2,043,482	2,066,898	23,415
(1) 預金	1,949,448	1,949,483	35
(2) 譲渡性預金	42,607	42,607	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	—	—	—
(4) 新株予約権付社債	6,996	6,954	△41
負債計	1,999,051	1,999,044	△6
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(91)	(91)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(91)	(91)	—

当第3四半期連結会計期間（2018年12月31日）

科目	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預け金	277,148	277,148	—
(2) 買入金銭債権（※1）	2,851	2,851	—
(3) 金銭の信託	19,836	19,836	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	17,494	17,575	81
その他有価証券	297,135	297,135	—
(5) 貸出金	1,539,589		
貸倒引当金（※1）	△13,649		
	1,525,940	1,550,410	24,470
資産計	2,140,407	2,164,958	24,551
(1) 預金	1,991,899	1,991,925	25
(2) 譲渡性預金	53,675	53,675	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	45,432	45,432	—
(4) 新株予約権付社債	6,996	6,971	△24
負債計	2,098,003	2,098,005	1
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(354)	(354)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(354)	(354)	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）から直接減額しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結決算日（連結決算日）における四半期連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、四半期連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 新株予約権付社債

当行の発行する新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

（有価証券関係）

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2018年３月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
社債	14,479	14,538	59
合計	14,479	14,538	59

当第３四半期連結会計期間（2018年12月31日）

	四半期連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
社債	17,494	17,575	81
合計	17,494	17,575	81

2. その他有価証券

前連結会計年度（2018年3月31日）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表 計上額（百万円）	差額（百万円）
株式	8,532	11,409	2,876
債券	245,947	245,411	△536
国債	238,930	238,394	△536
社債	7,017	7,017	0
その他	73,828	73,157	△670
合計	328,308	329,978	1,669

当第3四半期連結会計期間（2018年12月31日）

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表 計上額（百万円）	差額（百万円）
株式	8,229	9,120	891
債券	210,298	210,196	△101
国債	202,718	202,603	△115
社債	7,579	7,593	13
その他	82,724	77,818	△4,905
合計	301,251	297,135	△4,116

その他有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度および当第3四半期連結累計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（デリバティブ取引関係）

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）及び当第3四半期連結会計期間（2018年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約			
	売建	787	0	0
	買建	45	0	0
合計		—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当第3四半期連結会計期間（2018年12月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約			
	売建	602	8	8
	買建	19	△0	△0
合計		—	8	8

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）及び当第3四半期連結会計期間（2018年12月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物			
	売建	141,631	△92	△92
	買建	—	—	—
合計		—	△92	△92

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、大阪取引所における最終の価格によっております。

当第3四半期連結会計期間（2018年12月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物			
	売建	102,561	△362	△362
	買建	—	—	—
合計		—	△362	△362

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、大阪取引所における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）及び当第3四半期連結会計期間（2018年12月31日）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2018年3月31日）及び当第3四半期連結会計期間（2018年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	円	106.16	8.50
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	1,967	257
普通株主に帰属しない金額	百万円	107	108
普通株式に係る親会社株主に帰属 する四半期純利益	百万円	1,859	149
普通株式の期中平均株式数	千株	17,513	17,563
(2) 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	円	61.68	8.02
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額	百万円	107	108
普通株式増加数	千株	14,377	14,597
うち優先株式	千株	11,001	11,220
うち新株予約権付社債	千株	3,376	3,376
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり四半期純利益の算定 に含めなかった潜在株式で、前連結会 計年度末から重要な変動があったもの の概要		—	—

(注) 1. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し算出しております。

2. 株式給付信託（BBT）制度に係る信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当行株式は、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第3四半期連結累計期間において486千株、当第3四半期連結累計期間において434千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

中間配当

2018年11月9日開催の取締役会において、第47期の中間配当につき次のとおり決議しました。

(1) 普通株式

中間配当金額 359百万円
1株当たりの中間配当金 20.00円
支払請求の効力発生日及び支払開始日 2018年12月10日

(2) A種優先株式

中間配当金額 108百万円
1株当たりの中間配当金 27.15円
支払請求の効力発生日及び支払開始日 2018年12月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月7日

株式会社みちのく銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大 村 真 敏 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

窪 寺 信 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。